

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第171号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年11月14日 16時30分ごろ
発生場所	大分県大分市関埼北東方沖（権現礮） 関埼灯台から真方位043° 2,400m付近 （概位 北緯33° 17.0′ 東経131° 55.2′）
事故等調査の経過	平成24年12月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 秀栄、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140184、有限会社六甲船舶（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海）（履歴限定）
死傷者等	なし
損傷	船底に凹損及び擦過傷、シューピースに擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、空倉で大分県佐伯市鶴御埼東方沖を通過した頃から西寄りの風が強くなってきたため、船長が、当初予定していた速吸瀬戸を経て釣島水道へと向かうコースを避け、西風の影響が少ない関埼と大分市高島の間を経て平群水道へと向かうこととした。</p> <p>一等航海士は、大分県津久見市沖無垢島東方沖で単独の船橋当直に就き、約10ノットの対地速力で変更後の針路に沿うよう、北西進して関埼の南東方約1海里に至り、北方に向かう針路として関埼と高島の中央付近を通過中、西風によって右方へ圧流され、平成24年11月14日16時30分ごろ、権現礮に乗り揚げ、船尾部を擦過して同礮を通過した。</p> <p>本船は、同海域を通過したのち、浸水や油の流出等の異常の有無を確認して航行に支障がなかったことから、予定の航海を継続し、阪神港で積荷役を終えたのちに潜水調査を実施し、船底の損傷が確認された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、波高 約1.5m</p> <p>大分県下全域には、本事故当時、強風注意報及び波浪注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.2mであった。</p> <p>海図（W1225）によれば、権現礮は、高さ0.2mの干出岩で</p>

	<p>ある。</p> <p>船長は、一等航海士が船長よりも上級の免状を受有している上、本人から、本事故発生海域の状況を熟知し、航行経験も豊富にあると聞き、また、日中で視界も良かったことから、権現碁に注意することなどの細かい指示は行っていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、関崎と高島との間の中央付近を北進中、風力5の北西風によって右方へ圧流されたことから、権現碁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、関崎と高島との間の中央付近を北進中、風力5の北西風によって右方へ圧流されたため、権現碁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風下においては、風による圧流を考慮して操船すること。 ・ 沿岸や島から離れた位置に局所的に浅瀬などの危険域が存在する海域においては、船位の確認を確実にすること。 ・ レーダーやGPSプロッターなどの電子航海計器に備えられた機能を活用し、浅瀬などを示すマークや避険線を入力した上で危険域への進入警報を設定することが望ましい。